

協働環境委員会会議録

令和7年3月10日（月）

（開 会） 10：15

（閉 会） 13：29

【 案 件 】

1. 請願第 9 号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願
2. 請願第 12 号 新たなごみ処理施設の建設についての請願
3. 議案第 4 号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
4. 議案第 6 号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
5. 議案第 30 号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例
6. 議案第 32 号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例
7. 議員提出議案第 1 号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

【 報告事項 】

1. 人権啓発センターの統合について
2. サンビレッジ茜の今後の在り方について
3. 西鉄バス「筑豊（特急）福岡線」の一部区間廃止について

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「請願第9号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願」は一旦保留とさせていただきます。

次に、「請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として小幡俊之議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

（ 紹介議員 移動 ）

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○小幡議員

この新たなごみ処理施設の建設についての請願でございますが、委員の皆様には、手元に趣旨、理由等が書いてありますので、朗読は控えますが、請願提出者の方からは別の請願も出ておりまして、本市の財政が危機状態にあるという観念から、新たなごみの焼却施設の建設については、しっかりと議会のほうでその妥当性を審議してほしいという請願でございます。

基本的には、田川地区のごみ処理施設の問題等を非常に気にされておりまして、飯塚市、嘉麻市、桂川町での新たなごみ処理施設に対して、本市の議員さんたちがしっかりとガラス張りの市民に説明をしながら事を進めてほしいという請願でございます。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤間委員

ちょっと、割とフラットにお伺いするんですけど、例えば、議会説明会は結構やるところが多いかなと思ってまして、それは、議会がこういう意思決定をして、こういう賛成があって、こういう反対があってという議会という合議体として個々の議員の話ではなくて、こんなこと

がありましたよと説明するというイメージがあるのですが、今回に関しては、議会の決定事項というよりは、様々な数値があって、そこに対して様々な意見があって、これに関して意思決定をしたわけでもなくて、個々の議員もいろいろな意見がある中で、これは議員としてというよりは、議会として説明をしてほしいという趣旨でしょうかというところで、質問が2つあって、説明する主体は議会なのか議員なのかというのを、まず、1点明確にお伺いしたい。

もう1個が、こういう議会説明会みたいな、過去の議論について言うところではなくて、こういう未来の 이슈に対して議会が説明するというのが、ちょっとほかの自治体とか、先行事例とかで、もし御存じだったら聞いてみたいのと——。あまりイメージが湧かなくて。この2つの質問でございます。

○小幡議員

紹介議員のイメージ的には、議員ではなく議会で説明をしてほしいという要望でございます。

もう1点、他議会等でそういった前例があるかということですが、大分県佐伯市あたりは、議会が終わりましたら定期的にしっかりと市民説明会をやっているということです。その中で特に、今回の例に挙げますと、一大事業とか、大きな市民生活に影響するような物件については、個々に、また議会説明会を開催していくという事例はございます。

○藤間委員

すみません、私の説明が下手でした。申し訳ございません。

2つ目の質問に関しては、議会説明会というのは、いろいろなところであって理解できますと。議会がこんな意思決定をしました。意思決定の過程では、これは全会一致だったのか、賛成があって、反対があって、賛成者に対してどういう意見があってという、その議会として意思決定をしたものを住民にしっかりと伝えていこうというのは理念も理解できるし、いろいろなところでやっているというふうに理解しています。

今回のご質問というのが、このごみの処理に関しては、議会というのが意思決定をしたものでもないし、この問題に関して、個々の議員が様々な意見を持っているという中で、政治家個人の政治活動として説明するのであれば、それは、議員の義務かなと思いつつも、これは議会として説明できる内容というのが、何になるのだろうかというご質問でして、例えば、「こんなものをつくって将来の財政は大丈夫なんですか」という質問を受けたときに、これは議員によって答えが異なってきて、議会として統一見解を持っているわけではないような気もしまして、この問題に関して、議会として統一見解がない中で、住民説明会を開いてどんなことを住民に答えられるのであろうかという質問でございます。

○小幡議員

紹介者も、結論を説明してほしいという趣旨ではございません。この請願の主な趣旨としては、今、計画されているごみ処理施設の規模が本当に正しいのでしょうかという疑義を持っているので、議会のほうで執行部等から情報を収集して、今の規模はこういう形で処理能力を決定したとか、そのプロセス等の説明をしてほしい。これが、今、適正であるとか、適正ではないとかいう答えが欲しいわけではなくて、住民が納得できる、できないはともかく、現状、どのように処理施設の規模が決定されたのか、そういったプロセスも含めて調査し、市民に説明していただけないのでしょうかということでもあります。

○藤間委員

今は規模とかではなく、規模に関するプロセスをしっかりと説明してほしいという話が——。やはり原文を読みますと、規模が適正なのか議会として審査をした上で住民に示してほしいというところですよ。そうすると、適正かどうかというのは、結構議員によって意見が割れたり、統一見解を取るというのが難しそうな気もするのですが、これはさっきおっしゃったとおり、議会として適切かどうかの結論を出して、適切かどうかというのを住民に説明してほしいということになるのですか。議会として判断をし、その判断を住民に説明してほしいというふ

うに、ちょっと文言がそう書いてあるのかなと。

○小幡議員

ちょっと説明が至らず申し訳ない。先ほどプロセスと言ったのは、施設の焼却能力の規模ですね。規模が適正であるかどうかということですから、執行部案ですから、決定に至るまでのプロセスを含めて、この規模になったということを審査・調査してほしいと。その後、結果を住民に説明してほしいということです。ですから、今、計画の規模が正しいか、正しくないかを求めているわけではないと。どういった流れで、どういった計算式で、今の規模が決定されたのかを教えてほしいということでもあります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。小幡議員ありがとうございました。委員席に戻られて結構です。

(紹介議員 移動)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 10:24

再 開 10:24

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○小幡委員

改めまして、「請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願」、紹介議員になっておりますけども、賛成の立場で討論させていただきます。

市民目線からしますと、寝耳に水で施設ができることも知らなかった、どういった規模なのかも知らなかった、どういった場所にできるのかも知らなかったというような状況下において、ふくおか県央環境広域施設組合の一部組合のほうで12月ですかね、計画の素案的なものを全戸配布したという経緯があります。

その説明書を見て疑問に思われた市民たちが、場所は分かったがどういうふうにして場所が決まったのか。もしくは、どのようにしてこの220トンの処理能力を有する焼却施設が計画されたのか。もしくは、25トンの処理能力を持ったリサイクルセンターが桂川町に同時にできると。そういった場合、吉北にある飯塚市の処理センターはどうなるんだとか、いろいろな疑問が出てきたらしいのです。

そういう中から、県央議会でも審議されているとは思うんだけど、最終的に建設に着工した場合、本市が大半の財政出動をしなければいけない。それに関わる飯塚市議会議員として、そういったプロセスを含めた決定がなされた流れを住民に説明してほしいという請願でございます。

一市民の立場に私もなれば、「そうだね」ということで、賛同して紹介議員になった旨から、私としては、先ほど委員のほうから質問もありましたけど、決定をするわけではございません。こういった流れで、執行部はこういう計算式に基づいて今の処理施設、金額がこれぐらいかかるだろうという素案ができてあるので、住民に時間をかけてしっかりと説明をしてほしいという要望が上がった以上ですね、市民から付託された我々としては、「あなたたちに説明する必要はない」ということは言いかねるということから、時機があれば、市民に向けてこういった

説明会を開催し、議員の責務を果たすべきかと思っ、この請願に対して賛成といたします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第12号 新たなごみ処理施設の建設についての請願」を採択することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議案第4号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第4号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の275ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ130億2608万円とするものです。前年度と比較しますと、2億7097万3千円の減となっています。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出の主なものについてご説明いたします。予算書の286ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般管理費につきましては、26名分の人件費及び経常的な事務費等、総額で2億3096万9千円を計上しています。

289ページをお願いいたします。2款、1項、療養諸費につきましては、一般被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上しております。1目、一般被保険者療養給付費では、被保険者数の減が1人当たりの医療費の増を上回り、前年と比較しますと、1億9453万6千円の減となっています。2項、高額療養費につきましては、令和6年度の決算見込みを基に、所要額を計上しています。前年度と比較しますと総額で232万8千円の減額となっております。

290ページをお願いいたします。3項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金につきましては、出産件数減を見込み前年より1千万円減の4600万円を計上いたしております。

3款、国民健康保険事業費納付金につきましては、国のガイドラインに基づき、県が算定した額により金額を計上しています。

下段の1項、医療給付費分につきましては、前年度比2847万円減の22億581万6千円を、次の291ページの中段の2項、後期高齢者支援金等分につきましては、3819万2千円減の7億2704万9千円を、介護納付金分につきましては、1139万8千円減の2億3379万4千円をそれぞれ計上いたしております。納付金は、総額31億6665万9千円で7806万円減となっております。これは、被保険者数の減、県国保会計の決算剰余金を活用した急激な納付金増の対策によるものとなっております。

291ページをお願いいたします。4款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費では、特定健康診査手数料9046万4千円を計上して、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげたいと考えております。

次に、歳入についてご説明いたします。282ページをお願いします。1款、1項、国民健康保険税につきましては、被保険者数の減によりまして前年度と比較しますと、総額で3482万3千円の減額となっています。令和7年度の保険税率等は、令和5年度の国保運営協議会の答申に基づき、令和6年度から据え置いたもので計上しています。

4款、1項、1目、保険給付費等交付金の1節の普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用に対して交付されるもので、93億758万7千円を計上しています。2節の特別交付金につきましては、令和6年度決算見込などを基に推計した、3億172万9千円を計上

しています。

２８３ページをお願いします。６款、１項、一般会計繰入金につきましては、被保険者数の減に伴い、前年度より３５２５万５千円減の１３億６９２４万６千円を計上しています。

２８４ページをお願いいたします。６款、２項、基金繰入金につきましては、令和７年度は歳出超過を見込んでおりますので、財源を調整するため、準備基金から１億４８８万９千円を繰り入れることとしております。

令和７年度の国保会計の所見を申しますと、予算全体で比較しますと前年度比約２億７千万円の減となっております。７５歳到達や被用者保険の拡大による被保険者数の減、これに伴う国保税の減が約３５００万円となっております。また、全体の医療費を２億円減と見込んでおりまして、これが減額の主な要因となっております。基金は令和７年度末で約６億３千万円ありますが、今後の動向を注視し、健全な国保財政運営を行っていく必要があると考えております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと１点だけ教えてください。２８４ページ、６款の繰入金ですね。国民健康保険給付費等の準備基金残高は、今現在、分かりますでしょうか。

○医療保険課長

予算資料でナンバー１７、基金状況表が９１ページについておりますけど、令和６年度末の見込みとしては７億３０４２万６千円です。７年度で取崩しが発生し、あとは運用の積立てと利子の積立てを６１０万４千円行いますので、見込みとしては先ほど申しました６億３１６４万１千円となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第４号 令和７年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第６号 令和７年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第６号 令和７年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の３４１ページをお願いします。第１条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２４億６２９０万７千円とするものです。前年度比１億５２７８万２千円の増となっております。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の保険料を歳出の納付金にて後期高齢者医療広域連合に納付するシステムとなっております。

まず、歳入のほうからご説明いたします。３４５ページをお願いいたします。１款、１項、後期高齢者医療保険料、１７億４６４８万１千円につきましては、本市が徴収する保険料で、徴収率を特別徴収１００％、普通徴収９９．１％、滞納繰越分５０％で見込んでおります。前年度と比較しますと、１億１４８３万４千円の増額となっております。この主な要因としまし

ては、被保険者数の増によるものと考えております。

4 款、1 項、1 目、事務費繰入金につきましては、市事務費分として、4 8 5 1 万 9 千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割・高齢者人口割をいずれも 4 6. 5 %、均等割 7 % の割合で算出された額 5 1 3 9 万 8 千円を計上しております。同じく 2 目、保険基盤安定繰入金 6 億 9 8 7 万 8 千円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担するものを一般会計から繰り入れているものです。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。3 4 7 ページをお願いいたします。1 款、1 項、1 目、一般管理費につきましては、職員 4 人分の人件費及び事務費を計上しております。

3 4 8 ページをお願いいたします。2 項、徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上しております。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明しました本市が徴収する保険料分、一般会計から繰り入れる広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

後期高齢者医療特別会計におきましては、団塊の世代の加入のピークは過ぎましたが、依然として 7 5 歳到達の被保険者が増加することにより、予算規模が毎年増加している状況です。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 6 号 令和 7 年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 3 0 号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○市民活動支援課長（橋本 剛）

議案書の 8 4 ページをお願いします。飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

公共施設等のあり方に関する第 3 次実施計画における中央公民館の多機能化、市民活動の促進のため有効利活用を図る方針及び市民交流プラザの他公共施設への移転・複合化に基づき、市民交流プラザをコミュニティセンター改修後に、3 階のサンクスホールへ機能移転するものでございます。多機能化による連携強化、各種支援を行うに当たり、今回、関連する条例の一部を改正するものでございます。

8 5 ページをお願いいたします。第 1 条につきましては、条文の「市民活動、国際交流、大学と連携したまちづくり」の標記を、市民等並びに国際交流、大学を含め、地域の各種団体による活動全般を包含し、「市民等及び活動団体と連携したまちづくり」に変更いたします。

第 3 条、定義につきましては、令和 2 年 4 月制定した飯塚市協働のまちづくり推進条例に基づき、市民等活動団体のそれぞれの用語の意義を明確にするため定義を定めております。

第 4 条につきましては、第 1 項の事業内容に相談を追加しております。第 2 項は、活動全般を包含して、「国際」の標記を「市民活動に関する」に変更いたします。

8 6 ページをお願いします。第 3 項も同様に、「大学と連携した」を「市民等及び活動団体との連携」に変更するものです。

追加資料をお願いいたします。コミュニティセンター 3 階の館内図でございます。上が現在

のもので、下が改修後となります。右下の１が、サンクスホールから市民交流プラザになります。改修後におきましても、誰もが気軽に利用できる市民交流スペースとして各種団体と連携を行い、利活用の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第３０号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第３２号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」及び「議員提出議案第１号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」、以上２件を一括議題といたします。

この際、委員会の運営についてご説明いたします。「議案第３２号」及び「議員提出議案第１号」については、いずれも同じ太陽光発電設備の設置に関し規則を設ける条例ですが、内容に相反する部分があるため対案関係にございます。対案関係においても、一時不再議の原則が適用されることとなりますので、採決においては、一方が可決された場合は、もう一方は議決不要となります。また、一方が否決された場合には、もう一方の議決を行うこととなりますので、この後、両議案について、提案理由説明を受けた後、一括して質疑及び討論を行います。討論終結後、先に「議案第３２号」の採決を行います。「議案第３２号」が可決されましたら、「議員提出議案第１号」は、議決不要となります。「議案第３２号」が否決されましたら、「議員提出議案第１号」の採決を行います。そのような運営とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、「議案第３２号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」について、執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第３２号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」について補足説明をいたします。

議案書の８９ページをお願いいたします。本条例は、太陽光発電設備の適切な設置、維持管理及び撤去等につきまして規定をしております。災害の発生防止、市民の生命及び財産の保護、生活環境の保全を目的としております。

主な内容について説明させていただきます。９０ページをお願いいたします。第６条で、「禁止区域」としまして関係法令に適合したものを除き、太陽光発電事業の実施を認めない区域を規定しております。

９１ページをお願いいたします。第７条で、「抑制区域」として太陽光発電事業を実施するに当たり、事業者が事業区域に含めないように求める区域を規定しております。

次に、第９条で、「事業計画の届出」として事業者は、太陽光発電事業を実施しようとする場合は、工事に着手する６０日前までに、事業計画を市長に届け出なければならないと規定しております。

９２ページをお願いいたします。第１２条で、「説明会の開催」として事業者は届出を行った日から４５日以内に、周辺関係者に対して説明会を開催しなければならないと規定しております。

９３ページをお願いいたします。第１５条で、「協定の締結」として事業者は太陽光発電事業を実施する前に、周辺関係者と協定を締結しなければならないと規定しております。

次に、第１８条から第２１条にかけて、本条例の施行に関し必要に応じて事業者に対し、「報告及び立入調査」、「指導又は助言」、「勧告及び公表」、「国又は県への報告」ができるとし、適正な事業が行われるように規定しております。

９４ページをお願いいたします。附則としまして本条例は、令和７年８月１日から施行することとしております。

なお、先日の議案質疑におきまして、本条例に関係する法令としまして再エネ特措法についてのみ答弁を行っておりましたが、詳細に申し上げますと、関係法令としましては、再エネ特措法だけではなく、砂防三法、森林法、土砂災害防止法、盛土規制法、廃棄物処理法など様々な法令が関係しておりますので、この場で補足をさせていただきます。

以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

「議員提出議案第１号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を審査するにあたり、提出者のうち、江口議員が補足説明を行い、質疑に対する答弁をしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。江口 徹議員に、出席を求めることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、出席を求めることに決定いたしました。江口議員は提出者席にお着きください。

（ 提出議員 移動 ）

それでは、本議案について、提出者の補足説明を求めます。

○江口議員

まず最初に、補足説明に当たり資料を提出させていただきたいと思います。委員長において、お取り計らいのほど、よろしくお願いします。

○委員長

ただいま提出者から、補足説明資料を提出したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。補足資料の提出を受けることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 １０：５１

再 開 １０：５１

委員会を再開いたします。

補足資料をサイドボックスに掲載しましたので、確認をお願いします。それでは江口議員、説明のほうをお願いします。

○江口議員

資料を幾つか出させていただいております。まず、資料の１、議員案と参考条文等の比較の分でございます。これは、私どもが提案した今回の「議員提出議案第１号」をつくるに当たり、参考にした条文を右のほうに掲げております。以前、令和４年に提出したときも、ちょっと別な形でしたけれど同じような形になります。

次に、資料の２、こちらは市長案と議員案との比較になります。ここの部分での説明がいいかと思しますので、こちらの中で説明をさせていただきます。

第１条の「目的」、第２条の「基本理念」については、特段、大きな差異というか、問題はないかと思っております。

第3条の「定義」について、差異がございます。こちらが、市長案では1千平米以上を対象としているのに対し、私ども議員案に関しては10キロワット以上のものを対象にしての許可制度を採用しております。

以前、調べた段階でのホームページの記載によれば、10キロワットですと25メートルプールの半分程度が対象になるというふうな形になります。

また、市長案では、「周辺関係者」が住民に限定されております。事業区域が存在する自治会、そして並びに隣接する自治会の地域住民に限定されておりますが、議員案では、「一定の影響を受けると認められる者」としており、不動産を持っている方であったり、事業している方、法人なども対象であると考えております。

次に、責務です。備考欄にあるように、「議員提出の条例案では、事業者の責務に、施設基準と維持管理・廃棄等に関する費用の確保を盛り込んでいます。市の案では、廃棄等費用の確保はありますが、維持管理費用の確保はありません。」

「禁止区域」については、基本市長案を採用させていただき、第2項のただし書きのみを変更させていただいておりますので大きな差異はございません。

次、「抑制区域」につきましては、基本、一緒ではありますが、議員案の一番最後の第5号に、「自然環境が良好な地区のうち、その地区の周辺の自然的社会的諸条件からみて、その地区における自然環境を保全することが特に必要と認めるものとして、規則で定める区域」を追加しております。これは、前回提案文ですと第8条第4号として、定めていたものをこちらのほうで定めております。

次に、届出制か、許可制か。市長案ですと第9条、議員案ですと第11条のところになります。こちらが一番の違いであります。市長案では届出制、議員案では許可制になります。

そして次に、市長案で第12条、ページでいうと7ページの一番上になるのですが、「説明会の開催」というふうな形で市長案はあります。議員案のほうでは、第10条に「周辺関係者への説明等」というふうな形でしております。この中で、説明会の開催に関しては、市長案は必須となっておりますが、1千平米以上に限られ、届出の後になります。議員案では、面積が小さな特定施設も含まれることから必須としておりませんが、時期としては申請前であり、その結果を含めて市長は許可、不許可の判断をする形と考えております。また、市長案では、こちらの説明会では、地権者など関係者で出席できない方が予想されます。

協定について、議員案では第10条第3項、それと第4項ですね。これは飯塚市自然環境保全条例の規定を流用して協定についてこの条で書き込み、そして市長の調整についても明記しております。

次の市長案の第13条です。議員案では、設置完了後に関して検査を行う形でしております。検査を経て許可となります。許可が下りるまで営業開始はできないというふうな仕組みとさせていただきます。

次に、第16条、「維持管理及び定期報告」です。市長案に関しては、廃棄費用ですね。撤去等の費用については書いてありますが、議員案ではそれに加えて維持管理費用の確保を盛り込んでおり、維持管理の実効性を高めています。そしてまた、ここについても事業計画に含まれ許可の条件となることが想定されることから、違反した場合、許可の取消し等が可能となります。

次に、「協定の締結」であります。市長案は、これを義務制としておりますが、議員案では努力義務としております。これは、議員案は許可制としているため、義務づけまでは必要ないと判断したものです。また、市長案の締結の当事者は周辺関係者ですので、事業区域が所在する自治会、さきの提案理由の説明でも申し上げましたが、事業区域が所在する自治会並びに事業区域に隣接する自治会の区域に居住する者となりますが、住民全員と協定を結ぶのかそういったところは不明であります。この点の回避も、私どもがこれを努力義務とした理由でもあり

ます。

10 ページの真ん中ぐらいに「報告」がございます。市長案では第21条です。市長案では、公表したときに国または県へ報告することができるというふうな形にしております。ごめんなさい。ここの一番右側の備考欄がちょっと間違っておりますが、私どもの案では、それに加えて、許可の取消し、そしてまた、命令等に関して報告ができる形をしております。

次の「意見聴取」です。市長案では自然環境保全対策審議会の意見を聴くことができるとしておりますが、私どもの案では、その事業区域が他の市町村に隣接していた場合とかに、関係市町村の意見を聴けるようにしております。

続けて、次の資料3に行きます。資料3につきましては、許可制を採用している自治体の一覧であります。左から自治体名、そしてそのリンク、それと条例名、そして右にはおおよその人口を記載しております。

一番大きいところでは神戸市、仙台市という政令市もございますが、ここの14番目になると、10万人を切って筑西市です。ここになると10万人を切ってまいります。そして、3ページ目の36番目ぐらいから、美里町とかいう町とか村というふうなところでも許可制を採用しているということが、こちらの一覧で分かるかと思います。調べましたら、現状では、私どもの調査では61件ございました、これだけのところが許可制を採用しているというふうなところでございます。

次、資料の4、「地域住民等との協定締結を義務としている自治体」に関する調査でございます。こちらの左から、都道府県、市町村、条例名、そして締結する相手方、こちらまでは昨年7月30日に市側が提出した資料でございます。それに付け加えて、私どものほうでそれぞれの規模であるとか、許可とか届出等の制度はどうなっているのか。そしてまた、締結の際の例外規定はどういったものがあるのか、そしてまた特記すべき事項があるかどうかというのを調べた分でございます。

これを見ていただいて分かるように、一つは、これ全部で25自治体あるのですが、そのうち、一番最後を見てもらったら分かるのですが、以上25自治体がございます。そのうちに10キロワット以上を基準としている自治体が21自治体ございます。また、25自治体のうち、許可制を含む自治体が8自治体ございます。

そして次、資料の5は、資源エネルギー庁の資料でございます。改正再エネ特措法が昨年4月1日に施行されるのに向けて準備された資料でございます。この中で、特に見ていただきたいのが、5ページです。参考として「説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲」というふうな形で表がございます。これでいうと、一番右の「高圧・特別高圧（50キロワット以上）」ですね。この50キロワット以上は説明会の開催を求めるというふうな形で規定されております。そしてまた、「低圧」については、説明会以外の手法での事前周知を求める。これは50キロワット未満です。そして、一番左の「住宅用太陽光」、そして左から2番目の「屋根設置」に関しては事前周知を必要としないという形になっております。住宅用太陽光については、「※2」で掲げてあるように、「10キロワット未満の太陽光発電事業を指す」というような形になりますので、私どもの条例案でも、こちらは対象外としているところですし、屋根設置の分に関して私どもは対象外としているところになります。

このようにここで分かるのは、市長案では1千平米以上を説明会であったりとか、協定の締結の義務づけの対象としているのですが、もう既に再エネ特措法の中では、50キロワット未満でも、きちんと事前周知をやることを求めておられますし、50キロワット以上ですと特に説明会の開催は必須としております。これだけ比較的小さいところに関しても、規制がかかっているというところでございます。

以上、資料に基づき説明してきました。以下、今回の太陽光発電に関する規制条例の論点を数点述べさせていただきたいと思います。

先ほどの説明の中と重なるかと思いますが、1点目としては、周辺関係者は区域内の住民のみでよいのかどうかというふうな点でございます。隣接地に不動産を持っておられる方、隣接地で事業をしておられる方、そういった方は周辺関係者として取り扱うべきではないか。実際にそうやって取り扱っておられる方が多いのは、資料4の締結する相手方を見ていただくと、例えば、協定書関連の2ページの8番目、中川村であっても、「事業区域を含む行政区並びに隣接する土地の所有者又は使用者及び太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けると認められる者」という規定であったり、4ページ目の一番上の15番目、塩尻市になるんですが、こちら隣接住民等として、「事業区域の境界から50メートル以内の区域において居住し、土地若しくは家屋を所有し、又は農林水産業を営む者」等々が対象となっております。こういったことを考えると、周辺関係者はそれでよいのかというところが、議論になろうかと思っております。

そして次が、協定の締結の当事者はどうなるのかです。提案理由説明で言いましたけれど、区域に住む住民全員と締結をするのか、それとも代表者とするのか。代表者とした場合、今、飯塚市では、自治会の加入率は5割を切っています。そのことを考え合わせて、それが書いてある条文と比べて法的に問題はないのかといった点が問題かと思っております。

次に、規制の規模は1千平米で妥当かどうか。この点は先ほども述べたとおりです。

また、届出制で十分かどうか。現実に許可制を取っているところはかなりございます。飯塚市より小さい自治体、本当に小さい自治体でも許可制を取っているところが多くあることは十分考慮していただきたいと思っております。

また、それと、市長案では、これから先に造る太陽光発電設備に関しては規制の対象とするのですが、現在ある太陽光発電設備については規制の対象としておりません。これをそのまま何もせずにいいのかどうか。そこについては、しっかり議論すべきだと思っております。私どもの案では、現在ある太陽光発電設備にあっても、維持管理の状況であるとか、廃棄等費用の積立て状況に関しては毎年の報告義務をつけております。また、維持管理の確認が不要かどうか。毎年、維持管理の状況の年次報告を私どもはつけております。

そして協定の締結ですね。協定の締結が不要となるのはこういったケースか。義務づけとしておりますが、協定の締結が不要となるならどういったケースか。しっかりこの点については規則を確認すべきではないかと思っております。

またそれと、これだけ大きな条例です。市民や事業者の意見を聴かずに決めてよいのか。この点については十分留意していただきたいと思っております。

最後に、先日の付託前の質疑の際に、本議案の出し方がおかしいといった趣旨の発言があったように記憶しておりますが、市民のために仕事をしていく中で、よりよい政策を選ぶ、それが私どもの仕事であります。市の考えが違えば発言し、その発言を誰が発言したかで判断を変えることなく、その発言が妥当かどうか、論点を十分考慮した議案となっているかを、委員会、本会議で議論して熟議の上、結論を出すのが私たち議員、議会の役割です。

発言を遠慮するとするならば、その論点での議論がなされず、不十分な議案が成立するかもしれません。それは市民にとって不幸なことではないでしょうか。発言が質疑という形であったり、修正案であったり、附帯決議であったり、今回のように対案というふうな形で様々ありますが、どれも同じだと考えます。私たちは立法府であり、市長をはじめ執行部の方々が、これが一番よいと考えた今回の市長案に対し、私たちの提案は、やはりこういったことがあるからこちらのほうがよいのではないのかという対案であり、この2案の対立というのは、北川正恭さんと言う善政競争だと考えています。市民、事業者の意見をしっかりと確認し、必要であれば修正をかけていただくなどして、よりよい条例案としていただくようお願いして、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、「議案第32号」及び「議員提出議案第1号」について、一括して質疑を許します。なお、質疑に際しましては、執行部または提出者のどちらに対する質疑であるか明確にした上で発言していただきますようお願いいたします。それでは、質疑はありませんか。

○藤間委員

「議員提出議案第1号」でお伺いします。これはただの確認なんですけど、最後のほうにおっしゃっていた、既存事業者に影響を与える範囲というのが、第16条の定期報告と第19条の保証金のところと第23条の保険のところ。この辺りが執行部案との違いでしょうか。もし、漏れがあったら教えてください。

○江口議員

ご指摘のとおりかと思っております。

○藤間委員

次は、執行部のほうにお伺いします。今回、条例というところで、規則のほうも後に出していくというところかと思うんですけど、大体どのぐらいのタイミングで出そうかなと、今のところのタイムスケジュール案とかが決まっていれば教えていただければと思います。

○環境整備課長

もし、私どもの条例が可決されましたら、その後、すぐに出したいと思っておりますので、4月中には規則を、決裁などを取ってつくり上げたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。石川委員に申し上げます。石川委員は、「議案第32号」の質疑はできますが、「議員提出議案第1号」については提出者ですので、質疑はできませんので、その辺をご了解の上、よろしくお願いいたします。

○石川委員

「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」について質問させていただきます。今まで質問されてきたことの確認なのですが、定義のところ、第2条第2号、太陽光発電事業で1千平方メートル以上のものに限られた形になっていますが、これは何度か質問されていて、面積要件ということで考えられているということでしたが、大規模なものだけに規制する理由をお聞かせください。

○環境整備課長

1千平米を大規模というかどうかというのはちょっと議論はあるかと思いますが、私も1千平米にしたのは、自然環境保全条例をベースにしたので同様の規定をしたというところでございます。

○石川委員

第2条第4号、「周辺関係者」についてですが、事業区域が所在する自治会の区域に居住する者をいうというところで、居住していない地権者、不動産所有者、法人や事業者は、周辺関係者に含まれるという認識でよろしいでしょうか。前に規則等で検討させていただきますという質疑もあったと思うんですけど。

○環境整備課長

周辺関係者の規定としましては、ここに書かれているとおり、居住される方にはなりますが、例えば、説明会に出席いただくとか、協定を結ぶとか、そういう場合はほかの方たちも、もちろん加わるものでありまして、そういう方たちを除外するというような意味はございません。

○石川委員

明確に、これは記載されるのでしょうか。規則でというお話でしたけど、それは、変わらずでしょうか。

○環境整備課長

すみません、規則をどうするのかは、今から検討していきたいというふうに思っております。

○石川委員

では、規則のほうで――。

「協定の締結」、第15条で、そのことに関して、周辺関係者という定義のままですと、居住する人全員と協定を結ぶことにならないのでしょうか。

○環境整備課長

協定を結ぶのはあくまで、やはり協定を結びたいと思われる方だというふうに私どもは考えておりますので、ここはあくまで範囲でございまして、全員と結ぶということを義務づけているものではございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

「議案第32号」で、石川委員の質問とちょっと関連しますが、今、課長の説明だと、周辺住民と協定を結ぶ。結びたい人とは結ぶという表現をされましたね。基本、計画された地域で居住している方でしょう。居住されている方で、業者と提携を結びたい人と結ぶとなると、仮に、100人おったら100人と結べ、200人おったら200人と結べという解釈になるんですか。

○環境整備課長

もちろん結び方はケース・バイ・ケースというふうには考えておりますが、一般的に言いまして、小幡委員が言われたように、例えば、100人とか200人と個別に結ぶというのは、あまり現実的ではないというふうに私どもは考えておまして、例えば、説明会とかに出てこられて、その中で、もちろん協定を我々は義務づけていますので、そういう話が出てくると思っています。そういう参加された方で、協定を結びたいという方たちが、やはり一つになって結ぶというような形が理想なのかと思っておりますので、私どもとしてはそういうことを調整していきたいというふうに考えております。

○小幡委員

理解はします、何となくね。例でいけば、説明会を開催しました。説明を聞きに200人が来られたと。いろいろな心配事がある方々がアバウトに100人おられたと。100人が一つの団体となって協定を事業者と結びたい。それが現実的だという、今、説明ですよ。となると、それはそれでありかと思うんだけど、その100人のそれぞれの意見の協定を結ぶ項目というのは決まっていないので、ばらばらになるよね。これをしてくれ、あれをしてくれということで。その調整は飯塚市がしますと。今、口頭では言えるんだろうけど、先ほどの答弁の中で、規則の案はあるけど、まだ決まっていないんだよね。本議案が通った後、条例が可決された後に規則を決めるということでは、この規則の中にこの部分も含まれてくるのだろうと思うんだけどね。協定を結ぶに当たって、よく必須として、これはしっかり守ってくれ、あとは現場や地域の要望で協定というのは変動する場合があるんだけど、今現在でいいんだけど、最低この項目を守ってほしいというような考えというのは持っておられますか。

○環境整備課長

協定を結ぶ中身は、やはり、あくまで事業者さんと住民の方たちで決めていただきたいと思いますけれども、以前、小幡委員から委員会の中で、ひな形とかそういうものを示したほうが、なかなか難しいので、必要ではないかというご意見を頂いておりますので、それはその時点の一つの案として、1回ひな形をお示しさせていただいておりますので、まだそこが正式ベースではございませんが、そういうものはご提供できるような形にしたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 11:22

再 開 11:42

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

委員長にお願いがございます。せっかく執行部から、「議員提出議案32号」太陽光発電の設置に関する条例案が出ております。条例案が出たことに対しては、非常に敬意を表したいと思っております。また、「議員提出議案第1号」で、本案に対する修正案も出ております。できましたら、継続審査を希望するんですけども、委員長のほうでお諮りをお願いしたいと思っております。

○委員長

ただいま小幡委員から継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」及び「議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」、以上2件について、継続審査とすることに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本案を継続審査することは、否決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:43

再 開 11:44

委員会を再開いたします。

この際、小幡委員から「議案第32号」に対する修正案が提出されておりますので、修正案を配付いたします。それでは、小幡委員に修正案の趣旨説明を求めます。

○小幡委員

「議案第32号」と「議員提出議案第1号」のそれぞれの議案に対する継続をお願いいたしました但否決されましたので、「議案第32号」の条例案に対しまして、修正をしていただきたいと思いますと思っております。

修正の理由といたしましては、後ほど、修正案を配付していただきたいんですけども、協定の締結、第15条第2項があるんですけども、白旗山関係で紛争いたしましたよね。それを基本に、この条例提案を制定に当たって、過去の問題点をしっかりと担当部局は精査していただいているとは思っておりますが、その中で、非常に私も必要だと思う双方間の協定書を結ぶという項目が協定の締結、第15条というのが設けられております。

これは画期的なものでありまして、新聞等でも紹介されておりましたが、ただしですね、本条の第2項には、協定に関しまして疑義が生じた場合、そういった場合は双方で協議を行い、事業者側と地域住民の中で、協議を行い、誠意を持ってその解決に努めると。しっかりと協議をして、協定書を結んでくださいということですが、今までの質疑の中で、執行部は、協定がなかなかスムーズにいかないときは、本市の担当部局が出向いて、調停に当たるということを再三説明いただきました。であるならば、今の協定の締結の第15条だけを読みますと、どの部分に本市の調定に対する活動参加が明記されているのか考えますと、しっかりとその部分が明記されておられません。

したがって修正案、同じく、第15条第2項に掲げておりますが、読み上げます。市長は、第1項の協定の締結に関し、双方または一方から、調整の申出があったと、なかなか話がまとまらないので、市も調整に入ってよという要望が来たとき、市としてはこれを行うものと

するということで、本市自然環境保全条例の中にも同じ文言が入っております。できましたらこれを1項加えていただきたいというところを修正願いたいという趣旨でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

修正案に対する質疑を終結いたします。全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。江口議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(提出議員 退席)

「議案第32号」、「議員提出議案第1号」及び「議案第32号に対する修正案」、以上3件について一括して討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。まず、「議案第32号に対する修正案」について、お諮りいたします。「議案第32号に対する修正案」について、修正案のとおり可決することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、修正案は、否決されました。

次に、「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」について、お諮りいたします。「議案第32号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいまの議決により、「議員提出議案第1号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」は議決不要となりました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「人権啓発センターの統合について」、報告を求めます。

○人権・同和政策課長

人権啓発センターの統合について報告いたします。

資料の1をお願いいたします。現在、市内には立岩人権啓発センター、穂波人権啓発センター、筑穂人権啓発センターの3つの人権啓発センターがありますが、これを統合し、新たな人権啓発センターを新たな場所に建設することとしたため、報告するものでございます。

まず1番目に、人権啓発センターについての説明を記載しております。人権啓発センターとは、「社会福祉法に基づき、隣保事業を実施する施設として設置したものであり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うもの」でございます。

2番目に、各人権啓発センターの現状を記載しております。表の中段を御覧いただきたいと思います。経過年数を記載しております。建築後の経過年数につきましては、立岩人権啓発センターは42年、穂波人権啓発センターは49年、筑穂人権啓発センターについては50年を経過しております。

3番目の統合の目的を御覧ください。まず、1点目として、各人権啓発センターは、先ほど御覧いただきましたとおり、建築後40年以上が経過をしており、今後、施設の大規模改修や

順次建替えの時期を迎えることから、施設を統合し、新たな場所に整備することで、長期的に施設を管理するための費用の削減を図るものでございます。

2点目としまして、「飯塚市全体の福祉の向上や人権啓発の市民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うもの」でございます。

最後に、整備の方針として、候補地、敷地面積、延床面積を記載しております。資料2には、既存の人権啓発センターの位置図、資料3には建設候補地となる位置図を添付しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項ですので、ご了承願います。

次に、「サンビレッジ茜の今後の在り方について」、報告を求めます

○スポーツ振興課長

「サンビレッジ茜の今後の在り方について」、ご報告いたします。

サンビレッジ茜につきましては、合併前の旧筑穂町時代に、勤労者の余暇施設として、九州では初となる人工芝スキー場として、平成2年8月にグランドオープンしました。

オープン当時は大盛況で、当時のスキー人気とも相まって、平成4年のピーク時には年間11万人以上の方が訪れるほどの人気を博しておりました。

しかしながら、スキー人気の衰えと同時に年々利用者数は減っていきまして、令和5年度には年間約1万8千人まで減少しました。

このままでは衰退の一途となることが明白でありますことから、指定管理者でございます一般財団法人サンビレッジ茜とも協議をしながら、新たな観光資源としての再生を検討するに当たりまして、令和4年度には民間投資、民間活用の可能性を探るべくサウンディング調査を行い、民間事業者4者から貴重なご意見を頂きまして、令和5年度には、サンビレッジ茜再整備検討委員会を設置しまして、今後の在り方について、計4回にわたって検討を進めて参りました。その結果、現状における今後の在り方についてを報告するものです。

配付しております資料にほうを御覧ください。サンビレッジ茜につきましては、現指定期間が満了となります令和8年3月31日をもって、指定管理業務の更新は行わないことといたします。令和8年4月1日以降につきましては、次期指定管理業務発注は行わず、施設の方向性が決定するまで施設は一時休止することといたします。

この決定に至るまでの委員会における主な内容といたしましては、平成2年のオープンから約34年が経過しており、施設全体の老朽化が著しく、その更新には莫大な費用がかかること。また、一昨年の11月に発生しました停電によるスキー場の休止も大きく影響はしておりますが、電気設備を修繕したとしても、年間利用者数の増加が見込めないこと。併せて、毎年度燃料費高騰など物価の影響による補填、それから運営を継続すればするほど、市の財政出動が膨らむこと。また、民間投資、民間活用の可能性を現在も継続して探っているところではございますけれども、現時点においては、いずれも見込めないこと。これらを踏まえた結果、一時休止という判断にいたりました。

なお、サンビレッジ茜の指定管理につきましては、令和7年度末をもって一旦休止とはいたしますけれども、今後も民間投資、民間活用の可能性を含め、どのような利活用をしていくのがよいのか、検討を続けていくこととしております。方向性が決定しましたら、改めて、当委員会にて、ご報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○秀村委員

今、課長のほうから種々、これまでのサンビレッジ茜の説明がございましたけれども、当初は黒字、それから35年が経過して今日に至っているわけですが、一般財団法人サンビレッジ茜は飯塚市から指定管理を受託しているわけですが、指定管理を担当する担当課は、監督・指導する立場におられたと思います。かなり前から赤字が続き補填をされていたと思いますが、こうなるまでに、どのような監督・指導・助言などをされたのか、経緯をお尋ねいたします。

○スポーツ振興課長

どのような管理・指導をしてきたのかというご質問につきましてでございますが、確かに健全な経営状況とするための営業努力につきましては、これまでにも市と財団と情報共有をしながら、利用者の増加に向けて様々な取組、企画してイベントを行うといったことに取り組んではおりましたけれども、スキー人気の衰退と同時になかなか利用者の減少に歯止めが利かず、また、特に新型コロナを契機として、一旦、施設が利用できなくなった時点でさらに悪化を招いたというような経緯がございます。その後、コロナ禍を過ぎまして、通常営業に戻して利用者が若干上向きに戻ってきていたんですけれども、また停電によって現状利用ができなくなったというような状況となっております。その辺り、全くその管理・指導していないというわけではなくて、様々な企画に関する部分の協議をしながら進めてきた経緯というのはございます。

○秀村委員

いろいろと助言等々をされたと思いますけれども、施設設備についても計画的に整備をやっておられたら、利用団体も増加し赤字が解消されたのではと推測いたします。

筑穂地区は過疎対策としてサンビレッジ茜の建設や夏祭りの目玉としてへそ踊りや産業祭り、筑穂牛のブランド化に努めたりといろいろな形で過疎対策を講じられ、筑穂地区の活性化に努められております。

また、飯塚市の小学校をはじめ県内の小中学校がスキー体験に来るとも聞いております。実際に今週も、小学校を連れていくという私の知り合いが言っておりました。そんな中、地元住民をはじめ関係機関や団体に今回の休止のことを説明されたのかお聞きします。また、されていなければ説明等を今後行う予定があるのかもお聞きします。

○スポーツ振興課長

現在までに、地元説明につきましては、まだ行っておりません。本日、この当委員会で報告を終えましたら、今後、地元自治会をはじめ、関係機関、教育委員会や関係団体等にも説明等を行いながら、休止について広く周知を行っていくこととしております。

○秀村委員

丁寧な周知をよろしくお願いいたします。

それと、最後ですけども、登山愛好者がサンビレッジ茜に駐車して、トイレ休憩などをしていそうですけども、その対応はどうするのかをお願いします。

○スポーツ振興課長

サンビレッジ茜の管理棟併設にトイレがございます。また茜ドームのところにもトイレがあります。これらのトイレにつきまして、一応サンビレッジ茜の利用者に対する目的で整備したトイレではございますけれども、実際、サンビレッジ茜の横に登山道が通っている関係で、利用者がそのトイレを活用されるということは、確かに実例としてございます。

今、当委員会でお話ししていますとおり、一旦、令和7年度末をもって施設自体は一時休止といたしますけれども、令和8年度以降については、きちんと施設の管理をしていくことはスポーツ振興課で行う予定としております。その中で、例えば、山開きとかそういったことで活用されることも多々あると思いますので、関係部署等とも協議をしながら、トイレ等のこともきちんと整理をつけて進めていきたいというふうに考えております。

○秀村委員

登山の方が不便にならないように、そこはお願いいたします。

令和8年度は休止との報告でありますので、筑穂地区の活性化及び飯塚市の小学校をはじめ、県内の小学校等も楽しみにしておりますので、9年度には再開できるような方向で、ご検討していただき、これで質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

ただいま同僚議員の最後の要望にもあったところなんですけども、令和9年以降の再開の要望があったかと思うのですが、今回の決定としては、今の一般社団法人サンビレッジ茜の指定管理が終わるというところであって、例えばですけれども、ほかの民間団体、民間企業がここを受託したいとか、そこで、指定管理の金額が現在の半額なのかゼロなのかは分かりませんが、一定の金額が折り合った際には、令和8年とか、令和9年に施設を再開するというのはあり得るのでしょうか。それともあり得ないのでしょうか。ご回答をお願いします。

○スポーツ振興課長

先ほど説明の中でも申し上げましたけれども、今現在も、民間投資、民間活用については検討を進めているところでございます。今、質問議員が言われますとおり、もし民間活用の方向性等が決まれば、そちらの活用を内部で改めて整理した上で、それが妥当だということになれば、そういうふうに進めていきたいというふうに考えております。

○藤間委員

先ほど同僚議員からも丁寧な周知をお願いしますという話があった中で、廃止に至る経緯とか今回の決定と同時に、こちらを活用いただける民間事業者がいれば探しているというところもぜひ一緒にご案内いただければと思っております。

そして、仮に民間企業が見つからない場合、スポーツ振興課で管理するとおっしゃいましたが、そうすると使われなくなった施設が5年、10年と残っていく形になりますので、ここもどうするのか。正直、この問題が顕在化する頃には、私も皆さんもいないでしょう。10年、20年、建物が壊れていく中で、ただ、ここは放置してはいけないと思いますので、目の前という民間活用を探す。その後でいうと、使われなくなった建物が放置されていくという状況を後ろの世代に先送りしないように、この2つを併せて、ぜひ、ご検討いただければと思っております。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「西鉄バス『筑豊（特急）福岡線』の一部区間廃止について」、報告を求めます。

○地域公共交通対策課長

それでは、報告事項「西鉄バス『筑豊（特急）福岡線』の一部区間廃止について」、ご報告いたします。

本件につきましては、令和5年11月17日及び令和6年3月11日の本委員会において報告していた案件の続報でございます。

資料につきましては、資料1に、当該路線の路線図を提出しております。本件で廃止対象となっております本市の停留所は、「筑豊遊園」となっております。これまでの主な経緯ですが、当初、西日本鉄道株式会社から令和5年3月に当該区間の廃止を令和5年12月に実施し、現在運行している全ての便は201号バイパス烏尾トンネル経由に変更するとする申し出がございました。その後、関係者間で廃止時期の変更等の協議が行われまして、令和6年2月に一部

廃止の実施時期を、令和7年4月1日に1年間延長すること、そして、それまでの間は、鳥尾峠を経由する運行を半数程度に減便するとともに、減便分は201号バイパス鳥尾トンネル経由に変更して運行することとなりまして、現在、そのような運行が行われているところでございます。

今回のご報告は、その後の動向についてでございますけれども、今年度に入り、当該路線の利用状況等を注視するとともに、西鉄と協議し、また運行継続の要望を行ってまいりました。しかしながら西鉄より、本年2月に、予定通り当該区間の廃止を本年4月1日に行うといった旨の連絡がございました。このことにより、本年4月以降は、現在、鳥尾峠系統と201号バイパス系統の2系統で運行しておりますけれども、「筑豊遊園」バス停を含む鳥尾峠系統は廃止となり、201号バイパス系統に統一されることとなります。

なお、現在、西鉄とともに、廃止のお知らせを行うとともに代替交通機関として予約乗合タクシーのご利用の案内を利用者に周知しているところでございます。

以上で、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:08

再 開 12:58

委員会を再開いたします。

先ほど保留しておりました「請願第9号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として、吉松信之議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

(紹介議員 移動)

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○吉松議員

「筑穂人権啓発センターの存続と充実に関する請願」について、案文を朗読させていただきます。

「筑穂人権啓発センターは広範囲の住民の福祉施設として、子供から老人まで多くの人達の交流や災害時の避難所として活用されています。大会議室や生活改善室等が2階に設けられていますが、エレベーターが無く、高齢者の階段での昇り降りが大変危険であり、車いすでの利用ができません」ので、エレベーターの設置及び風呂またはシャワー室の設置のお願いをいたします。よろしく審議を願います。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。吉松議員ありがとうございました。退席されて結構です。

(紹介議員 退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

執行部に、何点か質問させてください。請願が上がっておりますが、これは、筑穂の人権啓発センターですね。これは、飯塚市には3か所、筑穂・穂波・立岩にございますけども、それぞれの建設年月日というのは分かりますでしょうか。

○人権・同和政策課長

それぞれの人権啓発センターの建築年度についてご説明いたします。まず、立岩人権啓発センターにつきましては、昭和57年3月31日となっております。穂波人権啓発センターについては昭和50年7月18日、筑穂人権啓発センターにつきましては昭和49年6月1日となっております。

○小幡委員

全て昭和の建物ですね。筑穂町においては昭和49年6月。ざっくり、今、何年たっていますでしょうか。

○人権・同和政策課長

経過年数につきましては、50年を経過しております。

○小幡委員

50年経過と。公共施設のあり方に関する第3次実施計画改訂版において、この建物の目標使用年数が設定されていると思うんですけども、筑穂人権啓発センターの目標使用年数は、どのようなになっていますでしょうか。

○人権・同和政策課長

公共施設のあり方に関する第3次実施計画改訂版におきまして、長寿命化の方向性が示されております。その中で、筑穂人権啓発センターにつきましては、長寿命化に不適合な建物に区分をされておりまして、目標使用年数としましては、建築後60年と設定をされております。

また、目標使用年数を迎える令和17年には、建替えを実施することとなっております。

○小幡委員

60年ということはあと10年だね。令和7年だから17年までは基本的には使えるんでしょう。使えるという前提で、当初、昭和49年に建設されましたね。この建設の目的は、当時、どういう目的で建設されたのでしょうか。

○人権・同和政策課長

この人権啓発センターにつきましては、隣保事業を行う公共施設ということで設置されております。隣保事業の目的としましては、隣保館等の施設を設けまして、無料または低額な料金でこれを利用させることで、近隣地域にお住まいの住民の方の生活の改善・向上などを図ることの事業を行うために建設をされたものでございます。

○小幡委員

建設の目的は、当時、隣保館ですね。隣保事業の推進ということで、解放同盟の関係の人権的なものを研究したり、啓発活動をしたりするのが目的での建物ですから、今は、ちょっと時代も変わりまして人権啓発センターという名称にも変わっていますよね。人権啓発センターですから、部落解放、人権同和問題だけではなく、あらゆる人権に関してのセンターという認識でおるんですけども、実際、去年でも一昨年でもいいんですけども、稼働していますよね。

稼働の実態、年間どれぐらいの稼働人員があって、それを隣保事業としての利用、もしくはそれ以外の利用率が分かりましたら、2点教えてください。

○人権・同和政策課長

各人権啓発センターの利用状況につきまして、令和5年度の実績で説明をさせていただきます。

まず、立岩人権啓発センターにつきましては、年間の利用者が1891人。そのうち、デイ

サービスや市が主催いたします教室などを含めて隣保事業で利用された人数が447人、その他、貸し館などで利用された人数が1444人となっております。

穂波人権啓発センターにつきましては、年間の使用人数が3502人。このうち、市の主催する隣保事業としまして1699人の利用がございまして、その他、貸し館などで1803人の利用となっております。

筑穂人権啓発センターにつきましては、年間2410人の利用がございまして、市の主催する隣保事業として1640人の利用がありまして、その他、貸し館利用者として770人の利用となっております。

○小幡委員

今の報告を受けますと、ざっくり立岩と穂波に関しては、かなり隣保事業よりもその他の使用率が高いよね。筑穂町に特化しますと、逆転現象で隣保事業が多くてその他のほうが少ないというような結果ですが、今回、第3次実施計画においては、あと10年は使えますと。使った後、新たに建設の予定になっていたんです、建て替えると。この第3次実施計画以降、ちょっと聞くとところによれば、そうではないような話もあって、ちょっと情報が錯誤しているんですけども——。今後、筑穂人権啓発センターについてで構いませんけども、この建物は将来どのように建て替えるのか、どうするのか、今現在で分かっているならばお答えください。

○人権・同和政策課長

先ほど人権啓発センターの統合につきまして、報告をさせていただきましたが、これらの人権啓発センターにつきましては、老朽化も進んでいることから、今後の利用につきまして、建替えに伴う財政負担の縮減、また、隣保館事業につきまして、市内統合して実施することで効率的な運用を行いたいということから、この3人権啓発センターについては統合のほうを進めてまいります。

したがいまして、既存の筑穂人権啓発センターにつきましては、事業統合につきまして人権啓発センターとしての用途を廃止する予定でございます。

○小幡委員

3施設の統合が終わり、建設が完了して移転した後は、この筑穂人権啓発センターは用途を廃止。これは、隣保館としての用途を廃止であって、その他で使っているその他の団体、もしくはこの請願の中には避難所という位置づけでもありますけども、その建物自体をなくすのか。それとも建物は残すのか。その点、現在、分かっていますか。

○人権・同和政策課長

統合後の人権啓発センターにつきましては、既存の施設については、先ほどご説明をいたしましたとおり用途の廃止を行うものでございます。用途廃止後の施設、跡地につきましては、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画におきまして、用途廃止を行った跡施設、跡地については、行政としての利活用を検討し、活用がない場合は、民間への譲渡や貸付けを行いますということになっておりますので、この方針に従って、まずは、有効利活用について検討をしてみたいと考えております。

○小幡委員

ちょっと具体的に聞きますけども、今の計画でいきますと3か所を統合しますよね。統合後、今、筑穂町の人権啓発センターをなくす、なくさないも含めて検討するということでしょう。そうすると、今の計画で構いませんけども、統合が完成する年度は何年ぐらいの予定になっていますか。

○人権・同和政策課長

令和7年度の当初予算におきまして、新たな人権啓発センター建設に関しまして、候補地の地盤調査予算のほうを計上させていただいております。その後、問題がなければ令和8年以降に設計及び造成工事、建築工事等に取りかかってまいりますので、今後三、四年は新たな施設

の建設ということになっておりますので、新たな人権啓発センターの再開につきましては、四年から五年後ではないかというところで現在のところ考えております。

○小幡委員

ということは、今、確かに予算書の中で地盤調査の予算が上がっていますが、令和7年でしょう、四～五年たつということは、完成めどを令和11年とか12年の想定になりますよね。であるならば、ロングランで考えても令和12年とした場合、この筑穂人権啓発センターは17年までは使えるでしょう。ただ、12年に統合施設ができて、その後、17年までの5年間は使おうと思ったら使えるんだよね。そういう解釈でいいですか。

○人権・同和政策課長

議員のおっしゃられるとおり、その期間については、施設としては目標の使用年数から考えれば利用することは可能ですが、先ほどご説明しましたとおり、人権啓発センターとしての用途のほうは統合の運用開始後に廃止をすることとなっております。

○小幡委員

用途としては廃止。もちろん、統合するならなくなるのでしょうけども、筑穂町に限らず、立岩とか穂波もその他で他の団体、住民が利用し、また、避難所というような設定にもなっているのでは――。

仮の話で申し訳ないが、人権啓発センターの隣保館としての用途はなくなりました。でも、施設としては使えると。今でいけば、令和7年ですからざっくりあと10年間使える中で、もし廃止になった場合、代替する避難所というのは、この筑穂地区にはあるのでしょうか。

○人権・同和政策課長

筑穂人権啓発センターは、現在、指定避難所となっておりますが、近隣の避難所としましては大分小学校がございます。大分小学校につきましては、筑穂人権啓発センターより1128メートルの距離にございまして、車では大体二、三分、徒歩で20分程度かかる距離にございます。

○小幡委員

今の説明であると、避難所は大分小学校があるので、今ある筑穂人権啓発センターが廃止されても問題ないということでしょうか。

○人権・同和政策課長

現在の筑穂人権啓発センターの利用の実績につきましては、これまで数名程度の利用でございましたので、この筑穂人権啓発センターを利用されてあった利用者の方につきましては、大分小学校のほうを利用いただいても問題ないものと考えております。

○小幡委員

そうですね。先ほどの利用頻度で言いますと、隣保事業外では年間で770人程度だからね。言葉は悪いけど使用人数からすればしていますよね。その分の避難所はクリアできると。

ちょっと請願について、この施設は、ざっくり10年間は使えるよと。その中で、避難所は避難所として設定されているのだろうけども、将来、廃止になっても代替地があるよと。そういう中で、2階に上がるに当たって、高齢者が階段で上がるのは大変だということでエレベーターを設置していただきたいというのと、もう1点は、避難所だから風呂とかシャワーとか、そういう施設もつくっていただきたいということですね。

執行部の答弁によると、避難所は別途場所があるので風呂とシャワーは将来的には必要なくなると。建物を壊す。もしくは民間に売却。はっきりはしていないけど、エレベーターをつけてあげても無駄だという判断でしょうか。

○人権・同和政策課長

現在も、人権啓発センターにおきましては、高齢な方が利用されるデイサービス事業などを行っておりまして、人権啓発センターの2階部分を使っております。ただ、今、ご要望が上が

っているとおりエレベーターが設置されていない状況でございますので、利用の際には、人権啓発センターの職員が階段部分でサポートをするなど、合理的な配慮を行った中で事業のほうを運営しておりまして、今後、この人権啓発センターを統合する予定になっておりますので、現在のところ、エレベーター設置については、難しいというふうに考えておるところでございます。

○小幡委員

他の施設、穂波と立岩についてお尋ねしますけども、ちょっと階数がわからないのだけど、階数とエレベーターがあるかないかを教えてください。

○人権・同和政策課長

立岩・穂波いずれも2階建てになっておりまして、エレベーターのほうは設置されておられません。

○小幡委員

ちょっと請願から外れますけども、どちらも2階建てで、要は3か所とも2階建てだよ。どこもエレベーターはついていないんですね。筑穂町はエレベーターをつけてほしいという要望があっていますが、立岩もしくは穂波からそういった要望は上がっていますでしょうか。

○人権・同和政策課長

まず、先ほど答弁のほうで、穂波人権啓発センターについて、2階ということでご説明をしておりましたが、3階建てとなっております。ただ、利用する部屋につきましては2階ということになっておりますので、訂正をさせていただきます。

また、筑穂人権啓発センター以外の建物に、エレベーターを設置してほしいというような要望のほうは上がっておりません。

○小幡委員

一緒に聞けばよかったんだけど、入浴施設、風呂とかシャワーとかいうのは、先ほど言いました穂波と立岩にはございますか。

○人権・同和政策課長

いずれの建物につきましても、入浴の施設はございません。

○小幡委員

いずれもないと。統合するかしないかは別問題として、まだこの筑穂人権啓発センターが、今後どうなるのかということを議員としては考えるんですよ。用途的には隣保館事業としては将来廃止。約5年後になるんだろうけど。この5年間と残り5年間は、取りあえず施設はあるんだよ。10年間、このエレベーターを我慢しろと。何か災害がいつ起こるか分かりませんけども、風呂、シャワー関係も我慢しろという執行部の考えも分かるんですけども、ちなみに、エレベーター1基で、私の感覚では四、五千万円ぐらいかかるだろうと思うんだけど、筑穂人権啓発センターは2階だと言われました。エレベーターの概算見積りとか、お風呂、シャワーの概算見積り等は取られた経緯がありますでしょうか。

○人権・同和政策課長

筑穂人権啓発センターへのエレベーター設置につきまして、これまで市のほうで積算をした事例が令和元年にありましたので、その額の説明をさせていただきますと、設計業務及び地盤調査などの委託費用を含めまして5341万7800円と積算しておりました。

○小幡委員

5千万円強かかるということやね。風呂、シャワーセットはユニットバス等を持っていっても、ざっくり二、三百万円ぐらいかな、今の個人住宅の分を考えてもね。それにしても、請願を通すとすれば、約6千万円近くは必要だという感覚でよろしいですか。

○人権・同和政策課長

当時、令和元年の積算でそのような金額で見込んでおりましたので、その後の物価上昇など

も含めて、その程度かかるのではないかと考えております。

○小幡委員

あと二、三点で終わります。

請願者お2人が大分から出ていますけども、この方々は個人なんですか。何かの団体の代表として出られている。その点、個人情報に触れない程度で分かる範囲でご説明願えますか。

○人権・同和政策課長

今回の請願につきましては、鶯塚自治会長及び鶯塚福祉委員の方を代表として要望書のほうが提出されております。

○小幡委員

では、我々としては一個人の要望ではなくて、自治会的な総意という判断でよろしいでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:24

再 開 13:24

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

先ほどご説明した方を代表として要望書の提出をされておりますが、自治会での総意なのかどうか、その辺は把握ができておりません。

○小幡委員

確かに、その点難しいと思うんですよ。

ただ、最後、この自治会も含めて人権センターをご利用されている方々が、将来ここがなくなるとか、こういった用途が廃止されるとか、そういった周知というのは徹底されているのですか。それとも、寝耳に水の話なんですか。その点どのようなになっていますか。

○人権・同和政策課長

これまで人権啓発センター統合に関するご説明というのは、地域のほうではできておりません。令和6年度におきまして、市内部で人権啓発センター統合に関する整理を行い、方向性を見だしまして、令和7年度予算で関係予算のほうを計上させていただいたことで具体的な啓発センター統合の動きが出てきたところでございます。

したがいまして、本委員会でご説明をしました後、地域のほう、利用者を含めて、説明のほうを丁寧にさせていただきたいと考えております。

○小幡委員

分かりました。大事なことで、請願が上がってきた我々委員会、もしくは議会が、仮に、可決すれば請願者は文句を言わないよね。ただし否決したら、やはり住民とすれば憤慨しますよね。単なるエレベーターが欲しいのにとか、高齢者のためにというのを何で議会は聞いてくれないのかと。そこしか相手には伝わらないんですよ。ですから、丁寧にこの施設が将来どうなるのか、執行部はどう考えているのかの説明をしっかりとした上で、我々がどう判断したかというのが分かるように説明をする予定ということだったんだけど、明確に、いつ頃の予定できっちりするというのを部長、約束できますかね。

○市民協働部長

質問委員の地元の利用者への説明ということですが、先ほどから担当課長が答弁していますように、この委員会が終わりましたら早急に地元の、まず、自治会を含めて、また利用者につきましても、3月の来週以降に、そういう調整を先ほどの請願者と自治会長さんともお話をさせていただきますので、早急にそこら辺を丁寧にさせていただきまして、ご理解いただくような形の流れをつくっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 13:27

再 開 13:28

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第9号 筑穂人権啓発センターの存続と充実に係る請願」を採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

閉会を前に正副委員長代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

本日をもって、この任期中の当委員会は最後となります。この間、皆様のご協力を頂きまして、委員会運営を円滑に進めることができましたことを、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。